平成２４年（フ）第３６８号
群馬県前橋市千代田町２丁目２番７号　清水井ビル２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地群馬県前橋市千代田町２丁目11番20号
破産者　株式会社ジーコーポレーション
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３６９号
群馬県前橋市千代田町２丁目２番７号　清水井ビル２Ｆ
破産者　越野　　修
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３７０号
群馬県前橋市千代田町２丁目２番７号　清水井ビル２Ｆ
破産者　越野　祐子
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５１号
東京都東久留米市滝山６丁目２番11―304
破産者　渡邉　洋一
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２６号
東京都東大和市南街１丁目10番地の２東大久保荘１号
破産者　石野田文博
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４６号
東京都町田市本町田3486番地藤の台団地１―５―303
破産者　田中　明久
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３９０号
神奈川県茅ヶ崎市小和田３丁目２番35―201号
破産者　株式会社シティラポート
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６４１号
横浜市泉区中田南２丁目15番43号
破産者　株式会社リボンフォト（旧商号株式会社じゅんフォート泉）
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２６６２号
神奈川県綾瀬市寺尾西３丁目９番36号イシケンＳＵＮビル２階
破産者　株式会社ティー・シー・エス
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４４号
横浜市瀬谷区宮沢１―65―１　第二葵マンション101、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区北品川５丁目９番42号
破産者　株式会社イズミ・エージェンシー
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２８号
岐阜市千石町２丁目25番地
破産者　丸丹株式会社
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
岐阜市五坪１丁目７番12号
破産者　中村　雅道
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４２４号
静岡市駿河区高松１丁目18番21号
破産者　株式会社ディーエムライフ
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１１号
静岡県浜松市中区葵西２丁目19番19号
破産者　有限会社ナガイエンタープライズ
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第９９号
三重県伊賀市平野中川原544番地２
破産者　さくら株式会社
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第９号
三重県伊勢市本町９番14号
破産者　西　　満
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第７９９号
京都市中京区麩屋町通二条下ル尾張町210番地の３第２ふじビル４階
破産者　有限会社ケイ・ウエスト・コーポレーション・リミテッド
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第５１号
京都府京丹後市峰山町千歳207番地の５
破産者　有限会社平井活魚設備
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第２８号
熊本県上益城郡益城町大字木山561番地６
破産者　有限会社小野
1　決定年月日　平成25年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７８０号
埼玉県川越市大字的場1959番地１　グリーンコープテン110号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県川越市大字小堤418番地14
破産者　本間　義勝
1　決定年月日　平成25年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部